

役員及び各委員に対する役員等報酬規程

社会福祉法人 三和会

役員及び各委員に対する役員等報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人三和会理事・監事・評議員ならびに各委員に対する報酬の支給について必要な事項を定める。

第2条 理事・監事・評議員および各委員等がその職に執務したとき、つぎのとおり報酬を支給する。

理事	日額	10,500円（理事会）
監事	日額	10,500円（理事会・評議員会・監事監査・指導監査）
評議員	日額	10,500円（評議員会）
第三者委員	日額	8,000円（第三者委員会）
評議員選任解任各委員	日額	5,000円（外部委員及び監事）

第3条 理事報酬の総額については、年間500万円を上限とする。

2 前項において、年間の理事長報酬の上限は450万円とし、月額を支給額等は「理事長報酬及び勤務規程」に基づき評議員会で定める。

第4条 監事報酬の総額については、年間30万円を上限とする。

第5条 理事長報酬の支給方法については「理事長報酬及び勤務規程」を準用する。

2 第2条に規定する非常勤の理事、監事、評議員及び各委員の報酬は当日現金で支給する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

従前の社会福祉法人三和会理事、監事、ならびに評議員の費用弁償支給規程（平成12年1月1日から施行）は改正する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

従前の社会福祉法人三和会理事、監事、評議員ならびに「福祉サービスに関する苦情解決」の規程の第三者委員に対する費用弁償規程（平成15年4月1日から施行）は改正する。

この規程は、令和2年2月1日より施行する。

この規程は、令和3年7月1日より施行する。